



空き家の 適正管理は 所有者の責務です!!

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者には、適正な管理を行う責任があります。破損箇所は修繕し、老朽化した空き家等は解体を検討するなど、トラブルを未然に防ぎましょう。

事故が発生した場合、損害賠償責任を問われることがあります!!

管理不足による住宅の瓦などが風で飛ばされ、通行者や隣の住民などに直撃し、ケガや死亡させてしまった場合、所有者等には高額な賠償責任を問われることがあります。

**空き家を適正に管理せずに放置すると
たくさんのデメリットがあります。**

外壁の飛散

草木の繁茂

害虫の発生

異臭の発生

ゴミの不法投棄

野生動物等の繁殖

不審者の侵入

ブロック塀の倒壊

放火の危険

カーポートの飛散

空き家は 劣化する スピードに

空き家に関するご相談、お問い合わせは
沼津市役所 住宅政策課 空き家・耐震対策係
☎055-934-4885 電話相談 (月～金 8:30～17:15)

相談
受付中!

使わなくなった住宅は

「ひとまず」「とりあえず」放置するのではなく、
継続管理、賃貸、売却、解体等の

活用方法を一刻も早く
決断することが重要です。

状態が悪化するにつれて
大規模な対応が必要になり
ます。また、一般的に
状態が悪くなるにつれて、
解体などの費用も高
くなります。

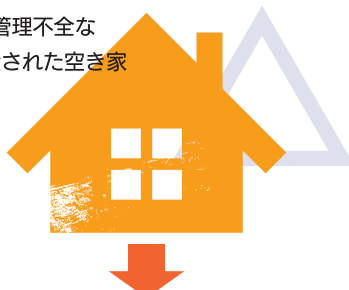
適正に管理された
良好な空き家



継続管理

売却・賃貸

管理不全な
放置された空き家



補修・解体

放置された
危険な空き家



危険部位の除却

解体

どこに相談したらいいかわからない、何から始めたらいいかわからない場合は
沼津市役所 住宅政策課 ☎055-934-4885

< 空き家問題の相談・依頼窓口 >

相談・依頼内容	団体名等	連絡先
利活用したい	(公社) 静岡県宅地建物取引業協会東部支部	055-925-2211
	(公社) 全日本不動産協会静岡県本部	054-285-1208
	沼津市空き家バンク (沼津市住宅政策課)	055-934-4885
修理したい	(一社) 静岡県安心・安全リフォーム協議会	https://shizuokaken-reform.com/
解体したい	(一社) 静岡県解体工事業協会	054-260-7711
	(一社) 静岡県安心・安全リフォーム協議会	https://shizuokaken-reform.com/
草木を切りたい	(公社) 沼津市シルバー人材センター	055-964-1153
	愛鷹山森林組合	055-921-0856
	沼津市造園建設業協会 ((代表) 有植ト一造園土木)	055-963-6720
ハチの巣を駆除したい	クリーンセンター管理課 (業者を紹介)	055-933-0711
相続登記の相談をしたい	静岡県司法書士会	054-289-3704
無料相談を受けたい (法律・不動産)	沼津市 市民相談センター	055-934-4700
ワンストップ相談会に参加したい	沼津市住宅政策課 空き家・耐震対策係	055-934-4885
隣が空き家で困っている		

連絡先一覧は市ホームページからもご確認いただけます。

<https://city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/akiya/soudanmadoguchi.htm/>

